

特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ優先入所基準

特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ優先入所基準

1.目的

この基準は、静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき、特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ（以下「本施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2.優先入所方針

優先入所とは、別表の入所申込者評価基準により算定された、合計点数の高い順に決定する。

3.優先入所検討委員会

（1）優先入所検討委員会の設置

施設への優先入所順位の決定をするため、特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（2）委員会の構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び社会福祉法人華翔会の本施設職員並びに施設長が選任する本施設職員以外の第三者委員で構成する。

（3）委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故があるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4.優先入所決定の手続

（1）優先入所申込みの受付

ア 本施設への入所申込みは、入所申込書により行う。なお、入所申込書の有効期限は1年とする。

イ 本施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿を作成する。

（2）入所申込者の状況を調査する。

（3）優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審査決定し、これに基づく優先入所順位名簿を作成する。

(4) 入所の決定

- ア 本施設は、委員会において優先入所順位の決定を受けた入所申込者について、入所申込者の心身の状況等を把握の上、入所を決定する。
- イ 本施設は、市町から老人福祉施設法第11条1項第2号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所者に優先して入所を決定する。
- ウ 入所の対象者は原則として要介護3以上と認定されている申込者とし、要介護1および要介護2の申込者については静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取り扱い要領に従い必要に応じて特例入所を実施するものとする。

5. 優先入所事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを2年間保管するとともに、県又は市町村から求めがあった時は、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

本施設は、入所申込を受けた時には、入所申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(4) 情報の提供

本施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供するものとする。

(5) 疑義等に対する対応

本施設は、入所申込者等から入所順位の結果について疑義等を申し立てられた時は、再度調査の上、委員会に諮るものとする。

(6) 特例入所

本施設は、入所の申込者が要介護1または要介護2であった場合には、静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取り扱い要領に従い、特例入所について申込者に十分な説明を行った上で必要に応じた手続きを行うものとする。

附則

この基準は平成27年7月1日から実施する。

平成29年4月1日改訂。